東洋史研究
第五十九巻　第四號　平成十三年三月發行

特進の起源と變遷

——列侯から光祿大夫へ——

藤井律之

はじめに
第一章　特進と奉朝請、就第
第一節　特進の基本的性質
第二節　奉朝請
第三節　就第
第二章　漢代
第一節　列侯の朝位
第二節　前漢
第三節　後漢
第四節　開府儀同三司の形成
第三章　魏晉
第一節　禮制の轉換
第二節　特進と光祿大夫
第四章　南朝
結びに代えて

はじめに

唐代の文武散官の名稱を見てみると、武散官が從五品下と正六品上を境にして將軍と尉の二つに綺麗に分かれるのに對

して、文散官は大きく三つに分かれる。二十九階ある文散官のうち、従二品の光祿大夫以下、従九品下の將仕郎に至る二十七の官の名稱は漢の光祿勳の屬官、大夫と郎に起源があり、武散官と同じく従五品下と正六品上を境に大夫と郎に分かれている。しかし、光祿大夫の上に位置する従一品の開府儀同三司と正二品の特進は特殊な官で、後に述べる様に、二官ともやはり漢代に起源があるが、本來は加官で、開府儀同三司は主に將軍に加えられて三公と同じ待遇を與え辟召を許すものであり、特進はさらに特殊で、列侯爵に加わって朝位を與えるものであった。

ただ、唐代散官の前身である北周の散員、隋の散職、散官では、唐代の様に開府儀同三司、特進、光祿大夫の順に並んだことがない。特に開府儀同三司と特進は決して同時には現れないのである。(1) 唐代文散官の、一種獨特な序列がなぜ形成されたのか從來論じられなかったのは、恐らくこれが原因であろう。(2) しかし、序列の起源が北朝にないとしても、唐制が西魏、北周のみならず、北齊や南朝の制度をも集大成したものであることを考えるならば、南朝の制度、及び漢代からの變遷過程、特に爵の加官という異質なものがなぜ散官の序列に混入されたのかについて觸れておくことは決して無意味ではなかろう。

本稿は、漢代から南朝にかけての特進の變遷を通じて、唐代文散官の上位序列の起源、特進の周圍にあった列侯、將軍、光祿大夫との關連、及び唐制への影響を探ろうとするものである。特進を主たる對象とするのは、本來爵に對する加官であったことに加え、開府儀同三司、光祿大夫と異なり、朝位のみを示す官として最も早く設置されたことによる。(3)

第一章　特進と奉朝請、就第

第一節　特進の基本的性質

特進は『宋書』卷三九百官志上に

特進、前漢の世置く所なり、前後二漢及び魏、晉以て加官と爲し、本官の車服に從い、吏卒無し。

とあり、前漢に起源を持つ加官とされているが、前漢のその他の加官、例えば侍中や給事中等とは異なる點がある。それらの加わる對象が主に官であり、かつ非常に多いのに對し[4]、特進は列侯という爵のみに加わるものであった。

この、官ではなく列侯爵に加わるという性質は、特進が設置された前漢期の例を見れば明らかである。前漢に特進を與えられた者は十一名いるが、その殆どが無官でかつ列侯であった（末尾の**附表1**を參照）。そして後漢から魏にかけて特進を與えられた者も官の有無こそあれ、全て列侯である[5]。ただ『宋書』は「前後二漢及び魏、晉」と晉も含めているが、晉以後の特進は魏以前の特進と機能が異なり、その一因を、魏の最末期に設置された五等爵制に求めることができる（この變化に關しては第三章で述べる）。また、特進にはこれといった職掌があるわけではなく朝位――朝會における席次が與えられるだけであった[6]。

さて、特進は加官という點から、前漢では加官群によって構成される內朝に屬したといわれる。事實、『漢書』卷八四翟方進傳に成帝鴻嘉二年頃の、前漢最初の中朝官の議とされる記事[7]に「願わくば中朝の特進列侯、將軍以下に下し、國の法度を正せ」とあるので、中朝官の議に加わり得る資格があったとは言えるだろう。しかし內朝における具體的な機能や關連は見いだすことはできない。ただ、同じく列侯への加官と考えられ、內朝に屬するとされるものに奉朝請があり[8]、「以特進奉朝請」という用法があるが、これでは二つ加官が與えられることになる。奉朝請とは本當に加官で內朝に屬するのだろうか。また、列侯に對する謹愼措置を意味するとされる就第というタームがあるが、「以特進就第」という表現があり、加官を與えられて謹愼するとは不可解である。特進とよく組み合わせて用いられる、奉朝請と就第には一體どの様な意味があるのだろうか。

第二節　奉朝請

奉朝請は魏晉以後、六品官の駙馬都尉、奉車都尉、騎都尉の三都尉の事を指す様になる。その呼稱の由來を、『宋書』巻四〇百官志下は

奉朝請、員無く、亦た官たらず。漢東京罷省の三公、外戚、宗室、諸侯、多く朝請を奉ず。朝請を奉ずとは、朝會請召を奉ずるのみ。

と記し、後漢からの制とするが、『續漢書』百官志五列侯條には

舊、列侯の朝請を奉じ長安に在る者、位は三公に次ぐ。

とあり、この二つの記事から考えるに、奉朝請とは前漢、後漢とも長安、洛陽、卽ち京師にあって朝會に參加することを意味しよう。

さて、『史記』『漢書』『後漢書』の本文に奉朝請とある場合、注の多くは『史記』巻一〇七魏其侯竇嬰傳『史記集解』所引の漢律に、「律、諸侯春天子に朝するを朝と曰い、秋は請と曰う」とある、春朝、秋請と解釋する說を採るが、この漢律を奉朝請の注として用いるのは問題がある。なぜならば、朝請という行爲は季節によって制限されないからである。

朔望、諸姫主朝請するに、后の袍衣の疎麤なるを望見し、反りて綺穀と以爲い、就きて視て、乃ち笑う（『後漢書』皇后紀第一〇上明德馬皇后）。

これは諸公主が皇后に朝見した事例だが、朔望に朝請が行われている。朔と望は毎月訪れるものであり、春と秋に限定される譯ではない。また、前將軍・光祿勳を免ぜられて庶人となった蕭望之に關內侯が與えられた時のことを、『漢書』巻三六楚元王傳・劉向は

上感悟し、詔を下して（蕭）望之に爵關內侯を賜い、朝請を奉ぜしむ。

と記し、『漢書』巻七八蕭望之傳には

後數月、御史に制詔すらく、「國の將に興らんとするに、師を尊びて、傅を重んず。故の前將軍（蕭）望之朕に傅たること八年、道びくに經術を以てし、厥の功茂り。其れ望之に爵關內侯を賜い、邑六百戸を食ませ、給事中たらしめ、朔望に朝せしめ、坐は將軍に次がしめよ」と。

とあって、「奉朝請」は「給事中、朝朔望、坐次將軍」と言い換えられている。ただ、給事中は『漢書』巻一九上百官公卿表上晉灼注所引の『漢儀注』に「諸吏、給事中は日ごとに上りて朝謁し、尚書の奏事を平せしめ、分かちて左右曹と爲す」とある様に毎日皇帝に拝謁することができ、わざわざ參朝する日を朔日と望日とに限定する必要はない。故に、奉朝請は給事中ではなく、「朝朔望、坐次將軍」を指すことになり、朔日と望日に參朝することを意味する。

この様に、奉朝請が朝朔望に置き換えられるとなると、さらに漢律と齟齬を來すことになる。封邑から月に二回參朝するのは物理的に不可能であり、朝請を奉ずるためには、京師に常時滯在する必要がある。ところが漢律の言う春朝・秋請は必ずしも常時京師に滯在することを意味しない。『史記』巻五八梁孝王世家褚少孫補筆に見える春朝の次第によれば、封國から來朝した諸侯王、列侯が長安に滯在できる期間は二十日に滿たないし、長安に行くこと自體が十數年に一度訪れる希な機會である。(9) また、代理人を派遣すれば封邑にいても秋請を行うことができた。(10) 故に「春朝天子曰朝、秋曰請」という漢律はあくまで春朝・秋請を指すのであって、朝朔望と同義の奉朝請を指す譯ではないのである。

ただ、一つ疑問が殘る。それは蕭望之の例に見た、毎日拝謁できる筈の給事中が、何故改めて朔日と望日とに參朝せよと命じられたのかという點である。侍中、給事中以下、內朝を構成する加官を帶びるには、大夫等本官が必要であり、無官の場合には列侯であれば加官を帶びることが可能であった。(11) ここに擧げた蕭望之は加官を帶びるための本官がなく、また關內侯であったため、(12) 特別に奉朝請（朝朔望）させて、本官とすべき列侯の代わりとしたのである。言い換えるならば

奉朝請（朝朔望）は従來指摘されてきた様な内朝に關わるものではなく、外朝（本官）に關連するより一般的なものだったのである。

では奉朝請（朝朔望）はいかなる列侯に與えられたのだろうか。『漢書』巻六〇杜周傳に

（杜）欽の兄緩前に太常を免ぜられ、列侯なるを以て朝請を奉じ、成帝の時薨ず。

とあり、太常を免ぜられた理由は、『漢書』巻一九下百官公卿表下に

（甘露元年）雁門太守建平侯杜緩太常と爲り、七年して盗賊の多きに坐して免ぜらる。

とあって、過失による免官であった。その杜緩がなぜ奉朝請とされたのか、それについて説明するためには就第について論ずる必要がある。

第三節　就　　第

大庭脩氏が漢代の徙遷刑について考察された際、氏は就第、就國を、列侯に對する徙遷刑の一環として捉えられた。(13) 就國は政爭に敗れて失脚したり、大逆事件に連座する等の重罪を犯した列侯に對して多く採られる措置であるから、徙遷刑の一種といえよう。ただ、氏は就第を「出仕禁止の最も輕い意味での謹愼」であったと指摘しておられるが（確かに就第は、免官とともに記されることが多いのだが）、實際に就第には謹愼、言い換えれば刑罰の意味があったのだろうか。

元帝永光元年に、丞相于定國、大司馬車騎將軍史高、御史大夫薛廣德は不作と人民流亡の責任を取って骸骨を乞い、それが認められて、三人倶に安車駟馬、黄金六十斤を賜った。(14) しかし、その後の于定國、史高と、薛廣德との處置が異なっている。于定國、史高は「就第」し、(15) 薛廣德は故郷の沛郡に歸った。安車駟馬を下賜されることは非常に名譽なことで、薛廣德が歸った時、沛郡の太守はわざわざ郡境まで出迎えたほどであった。(16) 故に引責辭任であったとはいえ、殘りの二人が自宅謹愼を命ぜられたとは考えにくい。同じく骸骨を乞うて許された丞相の張禹は

安車駟馬、黄金百斤を賜い、罷めて第に就き、列侯なるを以て朔望に朝するに特進に位し、見禮は丞相の如し、從事史五人を置き、四百戸を益封す（『漢書』巻八一張禹傳）。

とあって、自宅謹愼を意味する就第と、參朝せよという朝朔望が同時に記されており、これでは文意が理解できない。さらに『漢書』巻八二傅喜傳に、大司馬であった高武侯傅喜が官を免ぜられ就國させられるまでの經緯が以下の様に記されている。

後數月、遂に（傅）喜を策免して曰く「君輔政出入すること三年なるも、未だ昭然と朕の逮ばざるを匡すこと有らずして、本朝の大臣其の姦心を遂ぐ、咎は君よりす。其れ大司馬の印綬を上して第に就け」と。傅太后又た自ら丞相御史に詔して曰く「高武侯喜功無くして封ぜられ、内に不忠を懷き、下に附き上を罔し、故の大司空丹と同心背畔し、命を放ち族を圮ち、德化を虧損すれば、罪惡赦の前に在ると雖も、宜しく朝請を奉ぜしむるべからず。其れ遣りて國に就かしめよ」と。

まず策を下して免官、就第させ、その措置だけでは不充分だとして再び詔を下して就國させたことからすると、詔の奉朝請は、策における就第を言い換えたものと考えられる。また、後漢、光武帝の天下統一後に將軍が廢止された際、左將軍賈復と右將軍鄧禹はともに特進とされ、賈復は就第し、鄧禹は奉朝請となったが、二人とも國家の機密に參與した（『後漢書』賈復傳第七）というから、二人に待遇の差があったとは思われず、就第と奉朝請の關係は非常に近いと考えられる。この様に就第が朝朔望と併記されたり、奉朝請と近い關係を持つことから考えると、就第には謹愼ではなく別の意味があると考えた方がよいだろう。それでは就第、及び朝朔望、奉朝請との關連をどの様に理解すればよいのだろうか。

漢代の官吏は官舍で生活していたから、免官とは言い換えれば官舍を出て鄉里の家に歸ることであり(17)、列侯であれば京師に自宅として與えられた「第」に歸ること（就第）である。そして列侯は免官された後でも第から參朝する事が許されていたと考えれば、張禹の様に就第と朝朔望が並立しうるし、杜緩の様に免官された列侯が朝請を奉ずることができ、さ

らには傅喜や賈復、鄧禹の様に就第と記されただけでも奉朝請、朝朔望を意味しうる。(18) 言い換えれば、奉朝請は列侯の加官というよりも、列侯が一般的に有する特権なのであり、漢代の列侯は政争に敗れて失脚したり、大逆事件に連座する等の重罪を犯して就國させられない限り、中央官、地方官を問わず(19)免官せられても京師にある第に歸り、そこから參朝することができたのである。

そうすると、第一節で提示した「以特進奉朝請」及び「以特進就第」の意味も明瞭となる。即ち、致仕や免官等によって無官となった列侯が自宅の第から參朝して特進の朝位に就く、ということであった。それでは、特進の朝位とはどの位置にあったのだろうか。章を改めて、特進設置以前の列侯の朝位から論ずる。

第二章　漢　代

第一節　列侯の朝位

漢代における朝位の基準となるものに「三公」「九卿」「大夫」「士」といった身分呼稱があった。この「三」や「九」といった數は必ずしも實數を指す譯ではなく、單に「公」「卿」と呼ぶ場合もある（以下、官ではなく身分を指す場合は「　」を付す）。

これらの「公」「卿」「大夫」「士」という身分呼稱が官秩によって區分されていたこと、そして標識として身分に對應した印綬が與えられていたことは、王啓原氏、渡邊信一郎氏、福井重雅氏、阿部幸信氏が指摘している。(20) まず王氏と阿部氏は、印綬と「公」「卿」「大夫」「士」という身分が對應していることを指摘し、(21) 福井氏、渡邊氏は、年頭に臣下が身分に應じた贄を差し出して臣從を示し、君臣關係を更新する委贄儀禮に注目し

月朔歲首毎に、大朝を爲し賀を受く。其の儀、夜漏未だ七刻を盡きざるに鐘鳴り、賀及び贄を受く。公侯は璧、中二

千石、二千石は羔、千石、六百石は雁、四百石は雉なり（『續漢書』禮儀志中第五）。

という後漢の委贄儀禮の記事と、『白虎通』瑞贄・見君之贄等を比較、檢討し、官秩と印綬と身分呼稱が一致することを指摘された。卽ち、萬石が金印紫綬で委贄儀禮において璧を執る「公」、中二千石～比二千石が銀印青綬で羔を執る「卿」、千石～比六百石が銅印墨綬で雁を執る「大夫」、四百石～比二百石が銅印黃綬で雉を執る「士」とされたのである。(22)

ただ、ここには問題點が二つある。第一に、これら「公」「卿」「大夫」「士」という身分が確立したのは前漢末の三公制導入以後で、それ以前は「卿」の上に「上卿」という身分があり、該當する官に金印紫綬の前後左右將軍と、銀印青綬の御史大夫とがあって、(23)官秩、印綬、身分呼稱はまだ完全には一致してはいない。第二に、前揭『續漢書』禮儀志には「公侯は璧」とあった。「侯」は無論列侯だが、官秩とは何ら關係のない爵であり、前章で擧げた『續漢書』百官志の「舊、列侯の朝請を奉じ長安に在る者、位は三公に次ぐ」という記事だけでは、官秩によるその他の身分との位置關係は不明瞭であろう。それでは三公及び特進設置以前において、朝見の際、列侯はどこに位置していたのだろうか。

天子が群臣に朝見する際、天子は南面し、文官は東側、武官は西側に整列する。この「文東武西」という配置を具體的な官名を含めて確認しうる最古の事例は、前漢最初期に叔孫通が朝見の儀禮を定めた際の記事である。

漢七年長樂宮成り、諸侯群臣十月に朝す……功臣列侯諸將軍軍吏次を以て西方に陳なり、東鄉す。文官丞相以下東方に陳なり、西鄉す（『史記』卷九九叔孫通傳）。

ここに見える様に、列侯は武官とともに西側の列にあった。無論、列侯は武官ではないが、軍功爵としての性格によって武官の側にあったのだろう。當時、列侯は主爵中尉の管轄下にあったが、武帝太初元年に主爵中尉が右扶風という地方官となると、列侯は大鴻臚の管轄へと變わり、外國として把握される様になったが、その際も變わらず（強いて文武に分ければ）武官の側にあったことは、先に擧げた『漢書』蕭望之傳の「坐は將軍に次がしめよ」という記事からも確認できる。この史料は元帝期のものである。

それでは、今度は皇帝から見て手前と奥、即ち南北方向における朝位はどうであったか。この點に關しては既に伊藤德男氏の指摘がある(24)。氏は『漢書』に見える上奏文の連署を檢討、整理し、三公制導入以前の朝位の基本構造を、丞相とそれに比せられる太尉（大司馬將軍）、大將軍、驃騎將軍、車騎將軍、衞將軍、その次に「上卿」の位にある前後左右將軍と御史大夫、列侯、その下に太常以下中二千石の諸卿が續く、と想定された。筆者もそれに從うのだが、氏の指摘される樣に、全ての列侯が「上卿」に位していたとはいえないと思われる。氏が引かれた『漢書』卷六八霍光傳中の、昌邑王の廢位を請う上奏文は群臣の總意によるものであったが、上奏文の連署の中に列侯は四名しか見えない。朝位を有した列侯はそれ以外に多數いた筈だし、先に擧げた杜緩の樣な免官せられた列侯が「上卿」に位していたとは考えにくく、「上卿」を先頭として、皇帝から見て奥、南側に連なっていたのであろう。また、氏はこれらの序列を文武に分けてはおられなかったが、武官の側に屬するものだけを順に拾い上げれば、太尉、大將軍、驃騎將軍、車騎將軍、衞將軍、前後左右將軍、列侯となって、蕭望之傳の「坐次將軍」という記載も生きてくる。

前漢、三公及び特進が設置されるまでの列侯は武官の側にあり、「上卿」の位にある前後左右將軍の次に位置していた。言い換えれば列侯の最上位は「上卿」に止まるのであった。

第二節　前　　漢

前漢、特進が設置されたのは宣帝期で、與えられたのは宣帝許皇后の父、元帝の外祖父の許廣漢であった。この時は「特進に位せしむ」と記されるのみで、具體的な位置は記されてはいない。先に擧げた史料だが、前漢三公制導入以前に特進を與えられた張禹の例に

> 安車駟馬を賜い、罷めて第に就き、列侯なるを以て朔望に朝して特進に位し、見禮は丞相の如し、從事史五人を置く。

とある。恐らく許廣漢も同じ待遇を與えられたと考えられるから、列侯の最高位であった「上卿」から一等「特に進」んで丞相と同格の位にあり、特進は列侯――特に前漢では無官の列侯に與えられたから、その延長としての武官側にあったと考えられる。具體的には衛將軍に次いだのであろう。そして三公制が導入されて丞相、「上卿」、「卿」という序列が「公」「卿」へと改まると、特進は

其れ黃郵聚の戶三百五十を以て（王）莽に益封し、特進に位し、給事中たらしめ、朔望に朝するに見禮は三公の如くし、車駕は綠車に乘りて從わしめよ（『漢書』卷九九上王莽傳上）。

と、同格となる對象が丞相から三公へと變わり、「公」の朝位を與えられ、それに對應して奉朝請の列侯の最上位は「上卿」から「卿」以下に整理されたと考えられる。

また前漢の特進は幕府を開く場合があった(25)。この開府という權限は、前漢においては三公及び將軍のみに許された特權である(26)。しかし特進によって開府する事例は前漢のみ見られ、後漢以降には見られない。それは特進と類似した機能を有する開府儀同三司が形成されたことと關連がある。後漢に目を轉じよう。

第三節　後　漢

まず、開府儀同三司の形成と特進との關連について述べる前に、後漢の特進と列侯の朝位及び、特進が加わり得る對象の擴大から論ずる。

後漢では成立當初から三公制が導入されており、列侯の朝位もそれに從って特進、朝侯、侍祠侯と整備されていたが、特進の朝位は前漢と變わってはいない。

『漢官儀』に曰く、「諸侯功德優盛にして、朝廷敬う所の者位特進、三公の下に在り。其の次朝侯、九卿の下に在り、其の次侍祠侯。其の次下土小國侯、肺腑の親公主子孫なるを以て墳墓を京師に奉ずれば亦た時に隨いて朝見す。

是れ限諸侯と爲すなり。」（『後漢書』鄧禹傳注）

中興して以來、唯だ功德を以て位特進を賜う者、車騎將軍に次ぐ。位朝侯を賜わば、五校尉に次ぐ。位侍祠侯を賜わば、大夫に次ぐ。其の餘肺腑及び公主の子孫なるを以て墳墓を京都に奉ずる者、亦た時に隨い會せられ、位は博士・議郎の下に在り（『續漢書』百官志五・列侯條）。

である。前者は官秩による身分との對應關係を、後者は具體的な官との位置關係を記したものである。後漢の特進も引き續き「公」の武官側の朝位が與えられた。「公」の朝位に就き得る將軍は大將軍、驃騎將軍、車騎將軍、衞將軍の四つがあるが、『續漢書』が「車騎將軍に次ぐ」と記すのは、特進が車騎將軍と衞將軍の閒に位置していたのではなく、後漢の最末期まで衞將軍が置かれなかったからである。(27)

ここに見える朝侯、侍祠侯は後漢に新設されたものだが、朝侯は奉朝請の列侯であろう。『後漢書』の列傳中には朝侯の記事が一ヵ所しかないが、そこから朝侯と奉朝請の列侯との共通點を見いだすことができるからである。

（永平）十年、（劉）般を徵して執金吾事を行わしめ、從いて南陽に至り、還りて朝侯と爲す（『後漢書』劉般傳第二九）。

これは明帝が南陽に巡狩した際の記事で、劉般は巡狩に同行する行官の執金吾に任ぜられていた。行官であったのは、眞官の執金吾である馮魴が洛陽に留められていたからであり、(28) 南陽から洛陽に歸還すると、劉般は行執金吾事を免ぜられて朝侯となった。この兌官→朝侯という措置は、第一章第三節で述べた兌官→奉朝請と同じと考えられる。前漢に引き續き奉朝請の列侯も「卿」の武官側にあったのである。殘りの侍祠侯はどの身分に對應するか記されておらず、また關連する史料が少ない爲、その位置は曖昧だが、列侯として武官側に位置していたであろう。しかし『後漢書』中の記事を見る限り、侍祠侯は郊祀の爲に封國から徵せられて一時的に朝位を有するだけで、特進、朝侯とは異なり、恆常的に京師に留まることはできなかった。(29)

さて、前漢の特進は無官の列侯に「公」の朝位を與える爲に用いられていたが、後漢から、九卿以下の官に任ぜられた者にも列侯であれば特進が加えられ、「公」の朝位が與えられる様になった。また、特進が與えられた後に九卿以下の官に任ぜられても

（建武）二十年……帝三公職を參つを以て、已むを得ず乃ち（竇）融を策免す。明年位特進を加う。二十三年陰興に代わりて行衛尉事たるも、特進なること故の如し（『後漢書』竇融傳第一三）。

と「卿」以下の朝位に就かず、特進のまま「公」の朝位に留まり續ける場合もあった。(30) この様に後漢では官の有無を問わず特進が與えられているが、將軍は特進が加わる對象とはなってはいない。(31) なぜならば將軍には專用の加官が存在したからであり、それは後に特進と序列を形成することになる開府儀同三司であった。

第四節　開府儀同三司の形成

開府儀同三司については、廖伯源氏の研究が最も意を盡くしているが、(32) 氏の關心が將軍にあるため、特進について觸れてはおられない。以下、氏の所説と重複する部分が多いことをあらかじめ斷った上で、開府儀同三司の形成、及び、特進との關連について論ずる。

開府儀同三司の起源に關する諸説には

開府儀同三司、漢官なり。殤帝延平元年、鄧隲車騎將軍と爲り、儀三司と同じくす。儀同の名、此れより始まるなり。魏に及び黄權車騎將軍なるを以て開府儀同三司たり。開府の名、此れより起こるなり（『晉書』卷二四職官志）。

『東觀漢記』に曰く、鄧隲字昭明。延平元年拜して車騎將軍儀同三司と爲る。儀同三司隲より始まるなり。

『齊職儀』に曰く、開府儀同三司、秦漢聞こゆる無し。始めて建初三年馬防車騎將軍儀同三司事と爲る。

魏黄權を以て車騎開府と爲す。此の後甚だ衆し。將軍開府すれば大司馬の朱服に依り、光祿大夫開府すれば司徒の皁

服に依る（三者とも『藝文類聚』巻四七儀同）。

とあり、これらの説より見れば、儀同三司が初めて與えられたのは馬防か鄧隲かで説が分かれているが、開府儀同三司が初めて與えられたのは魏の黄權とする説は共通している様である。特に『晉書』職官志は、開府儀同三司と儀同三司を別のものとして解釋している様に見受けられるが、「開府」――正しく言えば「開府辟召」――は既に後漢獻帝期に劉表に與えられている。[33] では、劉表が最初の開府儀同三司かというと、廖氏が既に指摘しておられる様に、儀同三司と記されただけであっても實際には開府儀同三司と同義なので、[34] 結局、馬防が先か鄧隲が先かという問題にたどり着くことになる。

ただ、實のところこの二人は最初の開府儀同三司ではない。後述する様に、馬防に與えられたのは開府儀同三司ではなく班同三司であり、また鄧隲より以前に開府儀同三司を與えられたと考えられる事例が存在するからである。では最初の開府儀同三司は一體誰で、いかなる理由によって設置され、また特進とどの様な關係があったのか。これらの問題を明らかにするためには、開府儀同三司を加えられた將軍號に注目する必要がある。

先に擧げた開府儀同三司に關する諸説中に見える將軍は全て車騎將軍であった。また、第三節で引いた『續漢書』百官志の「唯だ功德を以て位特進を賜う者、車騎將軍に次ぐ」という記事の劉昭注補に

胡廣『漢制度』に曰く、功德優盛にして、朝廷の敬異する所の者、特進を賜い、三公の下に在り、車騎の下には在らず。

とあって、百官志の説とは異なっている。胡廣は後漢の人であるから、その説には何らかの根據があろう。なぜ胡廣は、特進は「車騎の下には在らず」と言い、また開府儀同三司の起源の中に車騎將軍の名が現れるのか。[35]

後漢の天下統一後、左右將軍と雜號將軍は廢止されて特進と奉朝請の列侯とに分別されたが、後漢を通じてほぼ常設に近かった將軍が三つあり、それは大將軍、車騎將軍、度遼將軍であった。[36] このうち度遼將軍は并州五原郡に常駐していたから、洛陽に留まり得たのは大將軍と車騎將軍であった。前漢では兩者とも金印紫綬を與えられた「公」であったが、後

漢の天下統一後、最初に車騎將軍となった馬防に關する記事によれば

『漢官儀』に曰く、馬防車騎將軍と爲り、銀印青綬、卿の上に在り、席を絕つ（『續漢書』輿服志下第三〇・紫綬條）。

と銀印青綬になっている。しかし、銀印青綬ならば當然「卿」の朝位に就くべき所を、「在卿上、絕席」とあって、身分と朝位が異なっているが、これは『後漢書』馬防傳第一四が

詔して防を徵して還し、車騎將軍に拜し、城門校尉なること故の如し。防貴寵なること最も盛んにして、九卿と席を絕つ。

と記す通り、馬防が「貴寵」――具體的には外戚であったことによるものであり、「貴寵」でなければ銀印青綬として「卿」の朝位に就いていた筈である。また「絕席」によって得られた朝位は『宋書』卷三九百官志上が

漢章帝建初三年、始めて車騎將軍馬防をして班三司に同じからしむ。班同三司此れより始まるなり。

と述べる通り、三司――「公」の朝位であったが、後漢の車騎將軍が「公」の朝位を有していないからこそ班同三司が與えられたと考えるべきであろう。卽ち、後漢の車騎將軍は身分、朝位ともに銀印青綬の「卿」へと格下げになったのであった。ただ、馬防は「公」の朝位を得たとはいえ、銀印青綬のままであったことは前揭『續漢書』輿服志に見える通りであり、『宋書』百官志が儀同三司ではなく敢えて班同三司としているのも、銀印青綬のまま班――朝位のみが、三司と同じになったという點を強調していると解釋したい。また、將軍であるから武官側に位置していたであろう。加わる對象が車騎將軍、列侯と異なってはいるが、「公」の武官側の朝位のみを與えたという意味で、班同三司は特進と全く同じものなのであった。しかしこれ以後、班同三司には朝位以外の諸權限が付け加えられることによって特進との明確な差別化がなされる。馬防の次に車騎將軍となった竇憲は

乃ち憲を車騎將軍に拜し、金印紫綬、官屬司空に依る（『後漢書』竇憲傳第一三）。

と、ここで始めて金印紫綬と「公」と同じ官屬を與えられている。そして、先に擧げた『續漢書』輿服志下第三〇・紫綬

條注の續きに

和帝竇憲を以て車騎將軍と爲し、始めて金紫を加え司空に次がしむ。

とある様に、班同三司と同じく「公」の朝位を得、また掾を辟召しており(37)、これが最初の開府儀同三司と考えられる。即ち、開府儀同三司は銀印青綬の「卿」へと格下げになった車騎將軍に「公」の朝位及び權限――官屬、辟召權、金印紫綬を與える所から始まったのであった。以後、安帝期の閻顯に至るまでの車騎將軍の殆どが絕坐、もしくは儀同三司を與えられている(38)。

この様に後漢初期の車騎將軍が儀同三司を必要とし續けていた事から考えれば、先に擧げた胡廣の說は理解できるであろう。後漢の車騎將軍は銀印青綬の「卿」なのであるから、儀同三司が與えられない限り「公」の朝位を有する特進の上位には就き得ないと言っていたのである。最終的に文散官として完成する開府儀同三司、特進という序列は、車騎將軍＋開府儀同三司、列侯＋特進という武官側の朝位から始まったものなのであった。

閻顯以降の車騎將軍に儀同三司が與えられた例は見られないが、掾屬を辟召した例が見られるので(39)、後漢中期頃に儀同三司を吸收して前漢と同じ狀態に戻ったと考えられる。車騎將軍が朝位、權限ともに「公」に復すると、儀同三司が與えられる對象は、後漢末に增加し、かつ常官化した雜號將軍に擴大していった(40)。しかし、この將軍の常官化と增加によって、漢代の「公」「卿」「大夫」「士」という身分は大きく搖らぎ、その結果、特進の位置も大きく變化することになる。

第三章　魏　晉

第一節　禮制の轉換

漢魏革命によって漢魏の朝廷が入れ替わった際、漢の列侯は關內侯より下の關中侯へと降格され朝位を失ったが(41)、それ

にとってかわったのは、主に魏の列侯ではなく増加し常官化した將軍であった。(42) 奉朝請というタームではないが『三國志』巻四〇劉封傳裴注所引『魏略』に

(孟)達死して後、(丁)儀宛に詣りて司馬宣王に見え、宣王勸めて來朝せしむ。儀京師に至るに、詔して轉じて儀を樓船將軍に拜し、禮請の中に在らしむ。

とあり、この「禮請」を趙一清氏は奉朝請と同義とする。(43) 後漢の天下統一後、將軍が廢止されて特進と奉朝請の列侯に分別されたことは先述したが、三國鼎立の狀態では將軍→列侯という置換がなされなかったのである。このため魏では(列侯であることが條件だが)將軍にも特進が與えられる樣になった。ただ、車騎將軍より格上の驃騎將軍にも特進が與えられているのは、(44) 將軍の增加、常官化による價値下落が原因であろう。事實、驃騎將軍等金印紫綬の將軍――金紫將軍の身分について見ると、魏の委贄儀禮に關する記事に

魏明帝青龍二年、詔して司空に下すらく「征南將軍見に金紫督使、位高く任重し。近者の正朝、乃ち卿校と同じく羔を執るは、非なり。自今以後、特進に從い、應に璧を奉ずべきこと故事の如くせよ」と(『通典』巻七五禮三五天子上公及諸卿校大夫士等贄)。

とあって、金紫將軍は羔を贄とする「卿」となっており、また、それが問題とされている。さらに、後漢の車騎將軍が印綬まで銀印青綬へと格下げになったのとは異なり、金印紫綬のまま「卿」となっていて、漢代の金印紫綬=「公」という圖式は崩れている。(45) 一方、特進は漢代と同じく璧を執っている。璧を執り得るのは「公」か「侯」で、特進は列侯として璧を執る譯だが、列侯の朝位は「公」か「卿」以下の何れかに分かれるのは前章で論じた。明帝の意圖は金紫將軍の身分を「卿」から「公」に引き上げることにあり、「公」の朝位を有するからこそ特進を引き合いに出したのであろう。この詔に對して、博士の高堂隆は、金紫將軍以外の諸官の身分、及びその判斷基準をこう論ずる。

博士高堂隆議して曰く、「周禮を按ずるに『公は桓珪を執る』公は上公九命の、陜を分かちて理む、及び二王の後を

謂うなり。今の大司馬公、大將軍、實に東西を分征すれば、上公と謂うべし。山陽公、衞國公は、則ち二王の後なり……周禮を按ずるに、王の官唯だ公のみ璧を執る。漢代の大將軍、驃騎、車騎、衞將軍、府を開き掾屬を辟召して、公と儀を同じくすれば、則ち璧を執るは可なり。『孤は皮帛、卿は羔』孤は天子七命の孤、及び大國四命の孤を謂い、公に副たりて王と道を論じ、六卿より尊し、其の贄を執るに、虎皮を以て束帛を表す。今の九卿の列、太常、光祿勳、衞尉、六卿より尊く、其の贄を執ること孤の如きなり。其の朝正、皮帛を執るは可なり。三府の長史、亦た公の副にして、孤に似ること有りと雖も、實は卿より卑しければ、中大夫の禮可なり。公の孤、天子に覲聘し、及び其の君に見ゆるに、其の贄は豹皮を以て束帛を表す。今未だ其の官有らず、意は山陽公の上卿を謂い、以てこれに當つべし。卿は六官六命の卿、及び諸侯の三命再命の卿を謂うなり。今の六卿及び永壽、永安、長秋、城門五校皆羔を執るは可なり。諸侯の卿、自ら其の君においても亦たこれの如し、天子の卿大夫羔雁を飾るに繢を以てす。諸侯の卿大夫羔雁を飾るに布を以てす。州牧郡守功德を以て勞を賜い、秩中二千石に比す者、其の入りて朝覲するに、宜しく卿に依りて羔を執るべし。金紫將軍秩中二千石、卿と同じ。『大夫は雁を執る』とは天子の中下大夫の四命、及び諸侯の再命一命の大夫を謂うなり、其の位卿より卑し。今の三府の長史及び五命、二千石の著わる者なり。博士儒官、歷代禮服大夫に從わば、前の如く雁を執るは可なり。州牧郡守未だ勞を賜わざる者、宜しく大夫に依りて雁を執り、皆飾るに繢を以てす。諸縣の秩千石、六百石の令、古の大夫なり、若し或いは會覲すれば、宜しく雁を執り、飾るに布を以てすべし。『士は雉を執る』とは天子の三命の士、及び諸侯の一命再命の士を謂うなり、府史以下、比長庶人の官に在るに至るまで、亦たこれを士と謂う。諸縣の四百石、三百石の長、士禮に從いて雉を執るは可なり」と（同上）。

ここで高堂隆が身分分けに用いた典據は、彼が言う通り『周禮』で、春官の大宗伯と典命である。ここでは省略したが、諸侯王にあたる「侯」「伯」、公主にあたる「子」「男」を除くと、漢代の「公」「卿」「大夫」「士」という身分に加

え、「卿」の上に新たに「孤」が見える。これは『周禮』に見える六卿說と九卿說を同時に滿足させるべく、孤の數を三と定めて九卿を三孤と六卿として解釋したもの[46]で、高堂隆はこれを魏の九卿の官にあてはめて太常、光祿勳、衞尉を「三孤」としたのである。身分分けの基準は、魏から導入された官品ではなく、漢代と同じく官秩であることは明らかで、金紫將軍は中二千石という官秩によって「卿」と判斷されている。そして「公」の定義は何かというと、「開府辟召掾屬」、卽ち開府儀同三司を與えられることであり、再び將軍から開府の權限が奪われたことを意味する。州牧郡守が「勞」[47]の有無によって「卿」と「大夫」に變化し得る曖昧な部分もあるが、秩千石と考えられる三府の長史等から判斷して、千石が「卿」と「大夫」を分ける基準としてよい。『周禮』を典據としてはいるが、ほぼ漢代式を踏襲している。

高堂隆の說では、金紫將軍は理念上、官秩による身分にうまく組み込まれていたかに見えるが、嘉平六年の朝位を示したものと考えられる、齊王芳の廢位を請う上奏文の連署に

是において乃ち群臣と共に奏を永寧宮に爲して曰く「守尙書令太尉長社侯臣孚、大將軍武陽侯臣師、司徒萬歲亭侯臣柔、司空文陽亭侯臣沖、行征西安東將軍新城侯臣昭、光祿大夫關內侯臣邕、太常臣晏、衞尉昌邑侯臣偉、太僕臣嶷、廷尉定陵侯臣繁（毓）、大鴻臚臣芝、大司農臣祥、少府臣褒（袤）、永寧衞尉臣禎（楨）、永寧太僕臣閎（閎）、大長秋臣模、司隸校尉潁昌侯臣曾、河南尹蘭陵侯臣肅、城門校尉臣慮、中護軍永安亭侯臣望、武衞將軍安壽亭侯臣演、中堅將軍平原侯臣德、中壘將軍昌武亭侯臣晧、屯騎校尉關內侯臣陔、步兵校尉臨晉侯臣建、射聲校尉安陽鄉侯臣溫、越騎校尉睢陽侯臣初、長水校尉關內侯臣超、侍中臣小同、臣顗、臣鄧、博平侯臣表、侍中中書監安陽亭侯臣誕、散騎常侍臣璞、臣儀、關內侯臣芝、尙書僕射光祿大夫高樂亭侯臣毓、尙書關內侯臣觀、臣嘏、長合鄉侯臣亮、臣贊、臣騫、中書令臣康、御史中丞臣鈐、（太學）博士臣範、臣峻等稽首して言わく……」（『三國志』卷四少帝紀、齊王芳裴注所引『魏書』）[48]

とあって、高堂隆が「孤」とした太常の上に行征西安東將軍新城侯臣昭がある（もう一つ注目すべきは、光祿勳の屬官であった光祿大夫も太常以下の諸卿の上位となった點だが、これについては次節で述べる）。この臣昭は司馬昭で、彼の本官安東將軍は開

府儀同三司も特進も與えられていない單なる金紫將軍＝「卿」であった。(49) この様に、高堂隆の身分分けは現實の朝位に何ら影響を及ぼしてはいなかったし、漢代以來の官秩による身分分けでは、將軍の增加に伴う金紫將軍の身分低下に對應することはできなくなっていたのである。

このため、「孤」と金紫將軍は、魏晉革命直前の咸熙元年に律令、官制、禮制の改革が行われた際、身分分けの基準を變えることによって解決がはかられる。『喪服要記』の撰者賀循は、晉における身分、及びその判斷基準をこう述べる。

> 晉賀循云わく、「古者の六卿、天子の上大夫なり。今の九卿、光祿大夫、諸秩中二千石なる者これに當つ。古の大夫六卿に亞ぐ、今の五營校尉、郡守、諸秩二千石なる者これに當つ。上士大夫に亞ぐ、今の尚書丞郎、御史及び秩千石、縣令官六品に在る者これに當つ。古の中士上士に亞ぐ、今の東宮洗馬、舍人、六百石、縣令官七品に在る者これに當つ。古の下士中士に亞ぐ、今の諸縣長丞尉官八品九品に在る者これに當つ」と（『通典』卷四八禮八諸侯大夫士宗廟夾注）。

賀循は東晉成立初年に沒しているから、この身分分けは西晉期のものであろう。ここでは官秩と官品が併記されているが、「上士」の尚書丞郎、御史は縣令官六品と同じく六品、「中士」の東宮洗馬、舍人も縣令官七品と同じく七品で、(50) 明らかに官品による身分分けである。殘りの官品は、九卿、光祿大夫が三品、五營校尉が四品、郡守が五品であるから、「六卿」＝三品、「大夫」＝四・五品、「上士」＝六品、「中士」＝七品、「下士」＝八・九品となる。この移行に伴い、以前「卿」であった二千石、「大夫」であった千石がそれぞれ「大夫」「士」へと格下げとなった。(51) 三品に相當する「六卿」より上位の、一品、二品の身分について、ここでは觸れられていないが、先に見た通り「六卿」の上には「三孤」と「三公」があり、「六卿」と言う以上、賀循が「三孤」を想定していたことは間違いない。また、晉の「孤」は賀循個人が提唱したものではなく、禮制改革の擔當者の荀顗が正式に採用した身分であった。(52) ただ、先の賀循の說では九卿の官を「六卿」としており、高堂隆が九卿の官を「三孤」と「六卿」に分けたのとは異なっている。それでは何が「孤」

とされたかというと、金紫將軍であり、[53]特進であった。『北堂書鈔』巻五二所引の『傅咸集』に

公は品第一、珪を執り、侍臣の上に坐す。特進は品第二、皮帛を執り、侍臣の下に坐す。

とあって、特進は皮帛を贄とする二品の「孤」とされている。傅咸は惠帝元康四年に没し、また、魏の特進は「璧」を贄としていたから、これは西晉初期の記事と考えてよい。漢魏を通じて、「侯」の身分で「公」の朝位についていた特進がなぜ「孤」とされたのだろうか。

第二節　特進と光祿大夫

繰り返し述べた通り、漢魏において特進を與えられる條件は列侯爵を有する事であった。しかし、禮制改革と同時に、列侯の上級爵として五等爵が設置され、魏の列侯の大半に五等爵が與えられた。[54]これによって特進が與えられる條件が列侯爵から五等爵を有する事へと移行したかというとそうではない。晉代に特進を與えられた者を爵のみに注目してみると、五等爵のみならずその上位にある諸侯王や、列侯の下位にある關內侯まで非常に幅廣い。[55]つまり、五等爵の導入によって特進は爵との關連、及び列侯の加官という本來の機能を失っていたのである。[56]そして、從來武官側に位置していたが、『晉書』職官志に

左右光祿大夫、金章紫綬を假し、光祿大夫の金章紫綬を加うる者、品秩第二、祿賜、班位、冠幘、車服、佩玉、吏卒羽林及卒を置き、諸賜給する所皆な特進と同じ。

とあって、文官側に位置している。恐らく、特進が「孤」とされたのは、同じく二品官の金紫將軍と[57]「孤」として文武對にすることを意圖したものであろう。これによって、晉における身分は、一品が「公」、二品が「孤」となり、金紫將軍の身分、及び朝位との乖離は一應解決されたのである。[58]

ただ、晉代において、二品のみならず、一品から三品の將軍と寄り添う形で對になったのは光祿大夫であった。魏の光

祿大夫が太常以下の諸卿より上位にあったことは先に見た。漢代、比二千石であった光祿大夫は、魏において中二千石に引き上げられ、三品官となった。また、漢代では印綬がなかったが、魏における例を確認できないものの、晉以降光祿大夫には銀章青綬が假せられる様になり、まれに銀青光祿大夫と呼ばれる（以下二品の光祿大夫を銀青光祿大夫と呼ぶ）[59]。さらに、將軍の加官であった開府儀同三司が與えられる様になり、金印紫綬が與えられる[60]。その際、魏では光祿大夫開府儀同三司とはならず、左光祿大夫開府儀同三司、右光祿大夫開府儀同三司のいずれかとなる。晉ではこれら三種の光祿大夫に加え、二品官として、左光祿大夫、右光祿大夫を置いた。開府儀同三司の場合と違って三公待遇は與えられず、屬僚もないに等しいが、印綬は金章紫綬である。同じく二品官として金紫光祿大夫も置かれた。この光祿大夫は光祿大夫加（假）金章紫綬とも呼ばれる。さらに、この金紫光祿大夫にも開府儀同三司が與えられたから、晉代、光祿大夫は、左、右、金紫光祿大夫開府儀同三司（一品、金章紫綬）、左、右、金紫光祿大夫（二品、金章紫綬）、銀青光祿大夫（三品、銀章青綬）の計七種となり

一品　　二品　　三品

左・右・金紫光祿大夫開府儀同三司　左・右・金紫光祿大夫　銀青光祿大夫

將軍開府儀同三司　　金紫將軍　　三品將軍

という形で將軍と對となった。この様に、光祿大夫による序列が形成されたために、左、右、金紫光祿大夫と朝位を同じくする特進は浮いてしまうのだが、晉の特進とこれら光祿大夫との關連は實のところよく分からない。ただ、前掲『傅咸集』の續きに

舊制有るを以て、今啓すらく特進宜しく璧を執りて公に繼がしむべし、と。

とあり、これを受けてかどうかは不明だが『通典』卷三四職官一八文散官・特進に

晉惠帝元康中令を定め、特進位諸公に次ぎ、開府驃騎の上に在らしむ。

と、特進は「公」に引き上げられている。これによって、以前の様に「公」の朝位についたとすれば、二品の左、右、金紫光祿大夫と班位が同じという先程の說と矛盾してしまう。果たして特進が二品の「孤」とされたのは一時的なものであったのか、それを調べるには志だけではなく紀傳に見える實例を檢討すれば良いのだが、『晉書』の性格上、紀傳で官歷が異なることがまま見受けられ、特進が同時に保持する官に法則性がなく、また、東晉では專ら追贈官として用いられているため、晉の特進は、爵の影響から脫し、二品の文官となったという程度しか指摘できない。しかし、ここで擧げた「公」について、また、光祿大夫との關連は南朝の事例から明らかにすることができる。南朝に目を轉じよう。

第四章　南　朝

先に見た通り、特進が「公」とされたのは晉の惠帝の令によってであり、それは『南齊書』百官志、『隋書』百官志の梁官制の記述にも引き繼がれ、特進は「從公」とされているが(61)、列傳中からは「公」や「從公」としての用例は見當たらない。『南齊書』卷三三王僧虔傳は、王僧虔が侍中、左光祿大夫、開府儀同三司を授けられようとした時のことを

> 授かるに及び、僧虔兄の子儉に謂いて曰く、「汝の任朝に重く、行當に八命の禮有るべし。我れ若し復た此の授あらば、則ち一門に二台司有り、實に畏懼すべし」と。乃ち固辭して拜さず、上優してこれを許し、改めて侍中、特進、左光祿大夫を授く。

と記す。彼の拒んだ台司――「公」――開府儀同三司のかわりに與えられたのが特進であった。逆に台司を望んで儀同（開府儀同三司）を請うた梁の沈約は武帝に許されず、かわりに特進を與えられている（『梁書』卷一三沈約傳）。言い換えれば「公」を避ける手段として特進は用いられているのであり、南朝の特進が「公」や「從公」ではなかったことを端的に示している(62)。

しかし西晉初期と同じ狀態だったわけではない。宋、齊、梁に特進となった人物が同時に保持する官に注目すると、范

泰、朱脩之、褚湛之の三人に追贈された場合を除いて、みな左、右、金紫の三光祿大夫のいずれかを有している（**附表2**を参照）[63]。つまり、特進は左、右、金紫光祿大夫の加官となっていたと想定し得るのである。南朝の光祿大夫は唐代の様に職事官と截然と區別されていた譯ではなく、また他官に轉出していく場合が多いのだが、諸光祿大夫を遷轉し、かつ特進となったものの官歷を檢討することにより、特進と諸光祿大夫との關係を把握できる。光祿大夫、特進、開府儀同三司には〔　〕を付した。

宋　王敬弘　尚書令→〔左光祿大夫・特進〕・侍中→〔左光祿大夫・開府儀同三司〕・侍中[64]

范　泰　〔金紫光祿大夫〕・散騎常侍・國子祭酒→〔金紫光祿大夫・特進〕・散騎常侍・國子祭酒→〔金紫光祿大夫・特進〕・散騎常侍→〔左光祿大夫・特進〕・侍中・國子祭酒・江夏王師

顔延之　〔銀青光祿大夫〕→〔金紫光祿大夫〕・湘東王師→〔金紫光祿大夫〕→（追贈）〔金紫光祿大夫・特進〕・散騎常侍

羊玄保　散騎常侍・崇憲衞尉→〔金紫光祿大夫〕→〔右光祿大夫〕→〔右光祿大夫・特進〕・散騎常侍

王　琨　〔金紫光祿大夫〕・弘訓太僕・散騎常侍→〔金紫光祿大夫・特進〕・弘訓太僕・散騎常侍→〔右光祿大夫・特進〕・弘訓太僕・散騎常侍

梁　王　份　尚書左僕射・侍中・將作大匠→〔右光祿大夫〕・散騎常侍→〔左光祿大夫・特進〕・侍中

そして先の、開府儀同三司を拒否して（また拒否されて）特進を與えられた、齊の王儉虔、梁の沈約の例を加えうる。二人は左光祿大夫を有していた。これらの例から開府儀同三司、特進という序列と、左、右、金紫という光祿大夫の序列とが複合していたことが分かる。圖示すると

一品　　二品　　三品（官品は宋品）

左・右・金紫光祿大夫＋開府儀同三司　左・右・金紫光祿大夫＋特進

左・右・金紫光祿大夫　　銀青光祿大夫

となる。特進は西晉において形成された光祿大夫の序列の中に組み込まれていたのである。品制から班制に移行した梁では左右光祿大夫と金紫光祿大夫との間に差が生じているが、左、右、金紫を問わず開府儀同三司、特進が加えられており、この序列に變化はない(65)。なお、陳を除外したのは例外が多く見られるからで、特進が光祿大夫の加官としてではなく單獨で與えられた可能性も否定できないが、光祿大夫を有しているものも混在し、また、〔右光祿大夫〕・安右將軍・州大中正→〔左光祿大夫〕・安右將軍→〔左光祿大夫・特進〕・安右將軍・侍中と遷轉した王通の例も見られるので、陳にもこの序列が引き繼がれた、と一應考えておきたい。それでは、西晉における禮制の轉換と五等爵の導入によって爵から切り離された特進が、なぜ光祿大夫の加官に取り込まれていったのか。

特進が「公」（正確には光祿大夫開府儀同三司）を避ける爲に用いられていたことは先に見た。では南朝の「公」は忌避すべきものだったのか。南朝に限らず魏晉以後の政治の中樞は尚書等に移り、「公」に實權は殆どない。宋初、范泰が司徒のことを「外戚高秩次第の至る所なるのみ（『宋書』卷四六趙倫之傳）」と言っているのは——もとよりこれは范泰の戲れ言だが——三公、ひいては「公」についてよく言い表している。ただ、政治中樞となった尚書も、尚書令を筆頭に職務を放棄し、中書や門下でも同樣の狀態となって、實權は中書舍人や尚書令史の手に落ち、最終的には顏之推を慨嘆せしめた南朝貴族の空洞化をもたらす樣になる。これを『通典』卷二二職官四尚書令の「齊梁舊左僕射を用い、司空に美遷す(66)」という記事と照合するならば、尚書令以下の諸官とても南朝では、最終的に「公」へと至る「障害物競爭のように、ただ通過しさえすればよい(67)」ポストに過ぎなくなる。皇帝や側近の寒人の側からすれば、貴族を尚書等から排除して「公」へと押しやることは文字通り敬遠だが、貴族もそれを拒みはしなかったし(68)、家格が劣る場合でも、沈約の樣に自ら「公」となることを求めたものがいたのである。

しかし王僧虔の言葉を借りれば、一門に台司は一人で充分であり、朝隱の一種かもしれないが、僞善も含めたその他の

理由によって「公」を避けようとする人物は多かった。その様な「公」を避けた人物の受け皿としての需要、及び特進と左、右、金紫光祿大夫の班位が同じであったこととが、特進を光祿大夫の序列の中に組み込み、かつ開府儀同三司、特進という序列を生む要因となったと思われる。ただ、開府儀同三司を避けたものばかりに特進が與えられた譯ではなく、王敬弘の様に特進から開府儀同三司へと進むものもいた。

以上、陳では檢討の餘地が殘るものの、漢代、列侯の加官であった特進は、南朝では光祿大夫の序列に組み込まれ、これによって光祿大夫は計十種となり四つのブロックを形成する様になった。この四つのブロックが唐の文散官の、あの獨特の上位序列の起源だったのは言うまでもないだろう。この序列は北魏孝文帝の官制改革の際に北朝にも採用されたであろうが、先述した様に北周、隋では、開府儀同三司、特進、光祿大夫と續く序列は現れなかった。その一因として、西魏以後の府兵制の進展により、開府儀同三司のバリエーションの上開府儀同三司や上儀同三司等が生まれ、六柱國を頂點とする指揮系統に組み込まれたことが擧げられる。ただバリエーションを生んだのはあくまで將軍の開府儀同三司であり、文官側になぜこの序列が殘らなかったのか檢討する必要はあるが、別の課題に屬するであろう。ここではこの序列の持つ意義、及び唐制への展望を述べて結びに代えたい。

結びに代えて

從來の散官研究では、唐代散官の最も重要な機能である階官としての機能がいつ生じたかという點に關心があったために、整理・體系化されておらず、致仕・養疾の官としての性格が強い南朝の諸大夫は等閑視され、光祿大夫による序列形成についても觸れられることはなかった。先述した通り、南朝では散官と職事官という制度上の區別はなく、光祿大夫の四つのブロックは三公と九卿の閒に位置するし、致仕・養疾によって光祿大夫に任ぜられたものが多いことも否定しない。しかし、致仕・養疾の官としての性格も唐代散官に影響を及ぼしている。

ここで一旦列侯爵に戻って考えてみたい。漢代の列侯は朔望参朝する事ができ、その際朝位の基準となったのは官秩による身分であった。これは、大庭脩氏が指摘される様に官制秩序と爵制秩序の接點である。(69) 同じく氏が指摘される様に漢代を通じて官制秩序が爵制秩序を凌駕した結果、後漢末の靈帝中平四年には關內侯までもが賣爵の對象となり、列侯は二十等爵最後の砦となっていた。しかし、晉の五等爵導入によって列侯の價値は低下し、さらに晉の東遷によって爵そのものが實質的價値を失うと、漢代の列侯が果たしていた役割は魏晉南朝にかけて、光祿大夫と將軍に分化していくのである。

列侯に限らず（商鞅變法後の）爵は本來軍功に對する褒賞であった。しかし、前漢では軍功によらずに列侯となる場合があった。王子侯と恩澤侯である。そのうち恩澤侯となるものは丞相と外戚であった。宗室の王子侯を除外すると、列侯は軍功あるもの、丞相（のち三公）、外戚に與えられる様になった譯である。この三者の內、早くも後漢において三公の封侯は立ち消えになり、列侯が與えられる對象は軍功あるもの、外戚となった。この兩者は南朝に入ると、軍功に對する褒賞は將軍へと變わり、(70) 外戚に與えられるのは專ら金紫光祿大夫へと變化していった（**附表3**を參照）。(71)

この、列侯から將軍・光祿大夫へという流れは奉朝請（朝朔望、就第）についてもあてはまる。奉朝請と同義とされる禮請將軍については第三章第一節において既に見た。そして光祿大夫は魏晉以後第に歸る様になるが、(72) この就第も奉朝請、朝朔望とリンクする。第三章第二節で擧げた齊王芳の廢位を請う上奏文が作成されたのは「公卿中朝大臣會議」においてであった。(73) そこに名を連ねていた光祿大夫は紛れもなく公卿の一員であり、朔望に行われる定例の公卿議に參加していたと考えられるからである。(74) 光祿大夫が致仕・養疾の官として理解されるのは、朔望に參朝するだけだからなのである。

さらにこれは唐代散官に引き繼がれる。唐代の朔望朝參は在京九品以上の職事官を對象とするが、散官も——漢代の列侯の様に冗官されたものではなく、「以理去官者」（ただし「理」には致仕も含まれる）で、かつ五品以上に限られているが——それに加わることができた。(75) つまり光祿大夫等の名稱や開府儀同三司、特進と續く序列とともに、奉朝請という特權

も、列侯から將軍・光祿大夫を經由して唐の散官に繼授されていくのである。『舊唐書』卷六八尉遲敬德傳の「(貞觀)十七年、抗表して骸骨を乞い、開府儀同三司を授け、朔望に朝せしむ」という記事が『新唐書』卷八九では「老いて第に就き、開府儀同三司を授け、朔望に朝せしむ」となっているのは、宋人の手が加わっていることを差し引いても、漢代の冤官→就第→奉朝請が、唐代では以理去官→就第→朝朔望として引き繼がれていることの傍證となろう。特進が列侯の加官から光祿大夫の加官へと變わり、最終的に文散官の中に名稱を留めたのは、禮制の轉換と五等爵の導入が直接の原因ではあったが、ここで述べた、列侯から光祿大夫へ、そして散官へという趨勢に合致していたのである。

以上で本稿を終えるが、本稿は特進の變遷に主眼をおき、かつ紙幅の關係もあって各時代における就官者の分析ができなかった。特に南朝における、特進を含めた光祿大夫の遷官事例の檢討については、先に擧げた北朝に關する問題とともに今後の課題としたい。

註

(1) 各序列は

北周散員　左右光祿大夫、左右金紫光祿大夫、左右銀青光祿大夫……

隋文帝散官　特進、左右光祿大夫、金紫光祿大夫、銀青光祿大夫……

煬帝散職　開府儀同三司、光祿大夫、左右光祿大夫、金紫光祿大夫、銀青光祿大夫……

となっている。宮崎市定『九品官人法の研究』(東洋史研究會、一九五六、のち『宮崎市定全集』六　岩波書店、一九九二、所收)第二篇第五章、十五「隋代の新制度」參照。

(2) 唐代散官の形成に關しては註(1)前揭宮崎市定『九品官人法の研究』、高橋徹「南北朝の將軍號と唐代武散官」(『山形大學史學論集』一五、一九九五)、黃清連「唐代散官試論」(『中央研究院歷史語言研究所集刊』五八―一、一九八七)、王德權「試論唐代散官制度的成立過程」(中國唐代學會編集委員會編『唐代文化研究會論文集』所收、文史哲出版社、一九九一)、窪添慶文「北魏における「光祿大夫」」(池田溫編『中國禮法と日本律令制』東方書店、一九九二)、閻步克「西魏北周軍號散官雙授制度述論」(『學人』一三、一九九八)、「隋代文散官制度補論」(『唐研究』五、一九九九)、「南北朝的散官發展與清濁異同」(『北京大學學報哲學社會科學版』二〇〇〇―二)等を參照。

（3）光祿大夫の職事がなくなり、朝位のみを示す官となるのは魏以後である。米田健志「漢代の光祿勳――特に大夫を中心として――」（『東洋史研究』五七―二、一九九八）参照。

（4）『漢書』巻一九上百官公卿表上

侍中、左右曹、諸吏、散騎、中常侍皆加官、所加或列侯、將軍、卿大夫、將、都尉、尚書、太醫、太官令至郎中、亡員、多至數十人……給事中亦加官、所加或大夫、博士、議郎、掌顧問應對、位次中常侍……

（5）後漢から魏にかけて特進を與えられた者は、のべ五三名いるが、後漢初の樊宏を除き皆列侯である。樊宏は特進を與えられた時列侯ではなかったが、すぐ長羅侯に封ぜられた。

（6）『續漢書』百官志五に

中興以來、唯以功德賜位特進者、次車騎將軍。

と、位が與えられることは記されてはいるが、職掌に關する記載はない。またこの位は「以特進侯就朝位（『漢書』巻九七下外戚傳下・孝成許皇后）」「以特進就朝位（『後漢書』竇景傳第一三）」とある様に朝位を指す。

（7）永田英正「漢代の集議」（『東方學報』四三、一九七二）参照。

（8）奉朝請を內朝官とする説は、大庭脩「漢王朝の支配機構」（『秦漢法制史の研究』第一篇第二章、創文社、一九八二）及び、註(7)前揭永田論文に見える。

（9）『史記』巻五八梁孝王世家褚少孫補筆

又諸侯王朝見天子、漢法凡當四見耳。始到、入小見。到正月朔旦、奉皮薦璧玉賀正月、法見。後三日、爲王置酒、賜金錢財物。後二日、復入小見、辭去。凡留長安不過二十日、小見者、燕見於禁門內、飲於省中、非士人所得入也……今漢之儀法、朝見賀正月者、常一王與四侯俱朝見、十餘歲一至。

（10）『漢書』巻一五上王子侯表上に

重侯擩。河閒獻王子。（元朔四年）四月甲午封、四年、元狩二年、坐不使人爲秋請免。

とある。代理人を派遣しなかったことが免爵の理由とされていることに注目すべきであろう。

（11）註(4)参照。

（12）關內侯が通常京師に留まり得なかったことは、『漢書』巻九〇酷吏傳・田廣明の中の記事から推測できる。公孫勇の謀反を防いだ際、功有ったものを列侯に封じようとしたが、ただ一人「爲侯者得東歸不」と言った者があり、武帝はその意を汲んで關內侯とし鄉里を食邑としている。列侯は京師か封邑のどちらかに居らねばならず、關內侯であれば確實に鄉里に歸り得る事を端的に示していると言えよう。

（13）大庭脩「漢の徙遷刑」（註(8)前揭書第二篇第四章）参照。

（14）『漢書』巻七一薛廣德傳参照。

（15）『漢書』巻七一于定國傳、巻八二史高傳参照。

（16）『漢書』巻七一薛廣德傳参照。

（17）大庭脩「漢代官吏の勤務と休暇」（註(8)前揭書第四篇第七章）参照。

（18）魏の例だが、『三國志』巻四三少帝紀に

（正始）九年春二月、衞將軍中書令孫資、癸巳、驃騎將軍中書監劉放、三月甲午、司徒衞臻、各遜位、以侯就第、位特進。

とあり、同じ措置を卷一四劉放傳は

（正始）六年、（劉）放轉驃騎、（孫）資衞將軍、領監令如故。七年、復封子一人亭侯、各年老遜位、以列侯朝朔望、位特進。

と記す。致仕の紀年にズレがあるが、就第が朝朔望と言い換えられているのは間違いないだろう。

（19）『漢書』卷九二遊俠傳・陳遵に陳遵と張竦が河内都尉、丹陽太守を免ぜられた際、「以列侯歸長安」とあって長安に歸っている。これは免官→就第と同じ作用であろう。小林昇「兩漢を通じて見たる列侯と其の封邑の關係」（『東洋史會紀要』四、一九四四）參照。ただ、氏は奉朝請と就第を關連付けてはおられない。

（20）福井重雅「漢代の察擧制度と政治體制」（『漢代官吏登用制度の研究』第四章、創文社、一九八八）、渡邊信一郎「孝經の國家論」（『中國古代國家の思想構造――專制國家とイデオロギー――』第五章、校倉書房、一九九四）及び、『天空の玉座――中國古代帝國の朝政と儀禮』（柏書房、一九九六）、阿部幸信「漢代の印制・綬制に關する基礎的考察」（『史料批判研究』三、一九九九）參照。

（21）『漢書』卷八宣帝紀黃龍元年四月條『漢書補注』王啓原曰、吏六百石有罪先請、卽『周禮』議貴之遺意。『周官』小司寇注、議貴、若今時吏墨綬有罪先請、是也。百官表、秩比六百石以上皆銅印墨綬、先鄭以爲貴者。蓋漢制以紫綬爲公、青綬爲卿、墨綬比大夫。六百石比大夫。然有其法而無明文。

（22）例外として四百石の縣長は銅印墨綬の「大夫」とされた。なぜ縣長が「大夫」とされたのかは改めて檢討される必要があろう。ただ、魏の縣令が「大夫」のままであったのに對し、縣長は「士」とされている。第三章第一節參照。

（23）『漢書』卷一九上百官公卿表上
御史大夫、秦官、位上卿、銀印青綬、掌副丞相。
前後左右將軍、皆周末官、秦因之、位上卿、金印紫綬。

（24）伊藤德男「前漢の三公について」（『歷史』八、一九五四）及び、「前漢の九卿について」（『東方學論集』一、一九五四）參照。

（25）『漢書』卷九八元后傳
乃復進成都侯（王）商以特進領城門兵、置幕府、得舉吏如將軍。

（26）大庭脩「前漢の將軍」（註(8)前揭書第四篇第一章）、及び、石井仁「漢末州牧考」（『秋大史學』三八、一九九一）參照。以後、開府は三公、もしくはそれに準ずる府を有するという意味で用いる。

（27）後漢の衞將軍は獻帝興平元年に楊定が任ぜられるまで空官であった。錢大昭『後漢書補表』及び、萬斯同『東漢將相大臣年表』參照。

（28）『後漢書』馮魴傳第二三によれば、馮魴が執金吾を免ぜられたのは章帝建初三年の事で、その間に異動はない。註(27)

前掲の錢大昭『後漢書補表』、萬斯同『東漢九卿年表』も同様に解釋している。

(29) 侍祠侯は南北郊、明堂の祭祀の爲に封邑から徵せられた列侯と考えられる。侍祠侯が洛陽に留まり續ける爲には滯在中に何らかの官に任ぜられる必要があり、無官のままだと『後漢書』劉般傳第二九に

(建武)二十年、復與車駕會沛、因從還洛陽、賜穀什物、留爲侍祠侯。永平元年以國屬沛、徙封居巢侯、復隨諸侯就國。

とあって、封邑へと歸されている。また「復隨諸侯就國」の諸侯は劉般と同樣に封國から徵せられた列侯と考えられる。

(30) 「特進如故」と記されていない場合でも、特進を與えられた後に九卿クラスの官を遷轉した場合には特進のままであり續けた可能性はある。

(31) 但し、追贈の際に驃騎將軍、車騎將軍と同時に與えられている場合がある。

(32) 廖伯源「東漢將軍制度之演變」(『歷史與制度——漢代政治制度試釋』香港教育圖書公司、一九九七)參照。

(33) 『蔡中郎集』卷三に劉表の事跡を記した「劉鎭南碑」があり

遣御史中丞鐘繇、卽拜鎭南將軍、錫鼓吹大車、策命褒崇、謂之伯父。置長史、司馬、從事中郎、開府辟召、儀如三公。

とある。ただ、蔡邕は劉表より先に沒しているので、これは蔡邕自身の文章ではあるまい。なお、以後、辟召は公府掾屬の辟召の場合にのみ用いる。

(34) 註(32)前掲廖論文參照。

(35) 光武帝が天下統一を果たす建武十三年前後に、兵權回收の一環として諸將軍は廢止された。その際、左將軍賈復と右將軍鄧禹は特進、建威大將軍耿弇、建義大將軍朱祐、彊弩大將軍陳俊は奉朝請の列侯とされ洛陽に徵還されている。驃騎大將軍杜茂は誅死、虎牙大將軍蓋延は病死し、また、郡太守を兼任していた將軍は、將軍の印綬を返還している。

(36) ここに擧げた三將軍以外にも、明帝期に東平王劉蒼が驃騎將軍に任ぜられていたが、諸侯王が任ぜられた官として人臣の就く官ではなくなり、靈帝期まで空官となった。註(27)前掲の錢大昭『後漢書補表』、萬斯同『東漢將相大臣年表』參照。また、征西將軍も置かれたが、軍事活動が終わる度に廢止された。註(26)前掲石井論文參照。

(37) 『後漢書』崔駰傳第四二

及(竇)憲爲車騎將軍、辟(崔)駰爲掾。

(38) 『北堂書鈔』卷六四車將騎軍條所引『東觀漢記』

永平(元)六年、鄧鴻行車騎將軍、位在九卿上、絕坐。

『後漢書』鄧隲傳第六

延平元年拜隲車騎將軍儀同三司。

『後漢書』皇后紀第一〇下安思閻皇后

皇太后臨朝、以(閻)顯爲車騎將軍儀同三司。

(39) 『後漢書』應邵傳第三八に

靈帝時擧孝廉、辟車騎將軍何苗掾。

とあるが、何苗は儀同三司を與えられてはいない。

(40)『後漢紀』巻二七獻帝紀初平三年四月條
於是以呂布爲奮武將軍、假節、開府如三公。
『後漢紀』巻二九獻帝紀建安元年二月條
春二月、執金吾伏完爲輔國將軍、開府如三公。

(41)『三國志』巻二文帝紀に
(黄初元年十一月癸酉)以漢諸侯王爲崇德侯、列侯爲關中侯。
とある。魏では列侯、關內侯という漢代の爵の下位に名號侯、關中侯、關外侯、五大夫が置かれ、名號侯以下は虛封であった。この崇德侯は名號侯で、また漢の宗室であったため魏晉革命まで禁固を受けていた(『晉書』巻三武帝紀泰始二年二月條)。それより下位の關中侯とされた漢の舊列侯には朝位はなかったであろう。魏の爵制については守屋美都雄「曹魏爵制に關する二三の考察」(『中國古代の家族と國家』國家篇第七章、東洋史研究會、一九六八)参照。

(42) 無論、奉朝請の列侯も存在したであろうが、特進の列侯しか確認できなくなる。なお、これ以後、奉朝請は朝朔望ではなく、駙馬都尉、奉車都尉、騎都尉を指す様になる。

(43) 先に引いた『三國志』巻四〇劉封傳裴注所引『魏略』の『三國志集解』に
趙一清曰、禮請卽後世之所謂奉朝請也。
とある。

(44) 魏の驃騎將軍で特進が與えられたものに曹洪(『三國志』巻九)、孫資(『三國志』巻一四)がいる。

(45) 漢代の特進が璧を執っていたことは列士、特進、朝侯賀正月執璧云(『續漢書』百官志五)。という記事から確認できる。

(46) 鄭玄が「孤」の數を定めたことについては、堀池信夫「『周禮』の一考察」(『漢魏思想史研究』第一章第四節、明治書院、一九八八)参照。

(47)「勞」は勤務日數で、漢代では考課の判斷基準である。「勞」は一定の勤務日數を無缺勤で勤めると割り增しされることがあった。「賜勞」とはそれに相當するものであろうか。詳しくは大庭脩「漢代における功次による昇進」(註(8)前揭書第四篇第六章)。

(48) これは三公以下の諸官と、門下、尙書、中書、御史、所謂臺省の官との合同の上奏文という點で非常に興味深いものであるが、門下、尙書、中書、御史の諸官が具體的にどこに位置していたかは不明である。なお(　)內は『三國志集解』の校訂に從った。

(49) 司馬昭の嘉平六年に至るまでの官歷は『晉書』巻二文帝紀に
轉安東將軍、持節、鎭許昌。及大軍討王淩、帝督淮北諸軍事、帥師會于項。增邑三百戶、假金印紫綬。尋進號都督、統征東將軍胡遵、鎭東將軍諸葛誕伐吳、戰于東關。二軍敗績、坐失侯……以帝行征西將軍、次長安……會新平羌胡叛、帝擊破之、遂耀兵靈州、北虜震讋、叛者悉降。以功復封新城鄉侯。
とあって、金印紫綬は與えられてはいるが、開府儀同三司や特進は與えられてはいない。

(50) 『通典』巻三七職官一九晉官品參照。

(51) 二千石、千石の身分が引き下げられたのは、後漢の尚書郎→縣令という昇進經路が、西晉では、縣令→尚書郎となっていたことに代表される、地方官の價値低下も關係していよう。佐藤達郎「漢代官吏の考課と昇進——功次による昇進を中心として——」(『古代文化』四八—九、一九九六)、中村圭爾「九品官制における官歷」(『六朝貴族制研究』第二篇第二章、風間書房、一九八七)參照。

(52) 『晉書』巻二〇禮志中に

新禮王公五等諸侯成國置卿者、及朝廷公孤之爵、皆傍親絕期、而傍親爲之服斬衰、卿校位從大夫者皆絕緦。摯虞以爲「古者諸侯君臨其國、臣諸父兄、今之諸侯未同于古。未同于古、則其尊未全、不宜便從絕期之制、而令傍親服斬衰之重也。諸侯既然、則公孤之爵亦宜如舊。昔魏武帝建安中已曾表上、漢朝依古爲制、事與古異、皆不施行、施行者在魏科。大晉采以著令、宜定新禮皆如舊。」詔從之。

とある。西晉では禮解釋を巡る鄭玄說と王肅說との對立があり、荀顗は鄭玄派であったため、彼の新禮は王肅派に攻擊された。この摯虞は王肅派で、荀顗が新禮で定めた尊降制を非難した中に「孤」が見えるから、荀顗の新禮の中に「孤」が存在したことは確かである。荀顗の尊降制、及び摯虞については藤川正數「魏晉時代における喪服禮に關する學術の經學史的地位」(『魏晉時代における喪服禮の研究』序說三、敬文社、一九五〇)參照。

(53) 『宋書』巻一四禮志一の晉の委贄儀禮に關する記事に

咸寧注……治禮郎引公、特進、匈奴南單于子、金紫將軍當大鴻臚西、中二千石、二千石、千石、六百石當大行令西、皆北面伏……治禮引公至金紫將軍上殿、當御坐。皇帝興、皆再拜。皇帝坐、又再拜。跪置璧皮帛御座前、復再拜。成禮訖、讚者引下殿、還故位。

とあり、公、特進、匈奴南單于子、金紫將軍は璧と皮帛を贄としているから、身分は「公」か「孤」となる。先に見た様に金紫將軍は「公」ではないから、「孤」となる。

(54) 越智重明氏の指摘によれば、魏の列侯の大半は子爵を與えられた。詳しくは越智重明「五等爵制」(『魏晉南朝の政治と社會』第二篇第四章、吉川弘文館、一九六三)參照。

(55) 晉の諸侯王で特進が與えられたものに司馬蕤(『晉書』巻三八)、司馬祐(『晉書』巻五九)が、關内侯で特進が與えられたものに王彬(『晉書』巻七六)がいる。

(56) 晉代、外戚で特進となったものが殆どいないこともこれと關連していよう。

(57) 金紫將軍は『晉書』巻二四職官志に

光祿大夫假銀章青綬者、品秩第三、位在金紫將軍下、諸卿上。

とある。光祿大夫は三品官の首位に立つから、その上に位置する金紫將軍は二品となる。

(58) ただし、身分と印綬は一致してはいない。小林聰「六朝時代の印綬冠服規定に關する基礎的考察——『宋書』禮志に見える規定を中心にして——」(『史淵』一三〇、一九九三)

参照。

(59) 『晉書』巻七七諸葛恢傳
累遷尚書右僕射、加散騎常侍、銀青光祿大夫、領選本州大中正……

(60) 『三國志』巻一四劉放傳附孫資
正始元年、更加（劉）放左光祿大夫、（孫）資右光祿大夫、金印紫綬、儀同三司。

(61) 『南齊書』巻一六百官志に「特進、位從公」とあり、『隋書』巻二六百官志上に「特進舊位從公」とある。なお、從公とは通常、『晉書』巻二四職官志に「驃騎、車騎、衞將軍、伏波、撫軍、都護、鎭軍、中軍、四征、四鎭、龍驤、典軍、上軍、輔國等大將軍、左右光祿、光祿三大夫、開府者皆爲位從公」とある様に開府儀同三司を指す。

(62) 本紀において「公」の終稱は「薨」、特進のそれは「卒」と區別されていることも傍證となろう。

(63) 例外として擧げた三人のうち、范泰、朱脩之が生前特進となった時は、それぞれ右光祿大夫、金紫光祿大夫を有している。

(64) 王敬弘は開府儀同三司が與えられた際、拒否して會稽に歸ってしまったが、擬官されたものと考えて良い。

(65) 『隋書』巻二六百官志上の梁班では左右光祿大夫開府儀同三司が十七班、左右光祿大夫が十六班、金紫光祿大夫が十四班となっていて、金紫光祿大夫開府儀同三司がないが、『梁書』巻二八裴之高傳に追贈された例が見える。特進を與えられた金紫光祿大夫については**附表2**を參照。

(66) 美遷とは班を一つ飛び越えた昇進の仕方を言う。註(51)前揭中村論文參照。

(67) 宮崎市定註(1)前揭書第二篇第三章、四「清要官の發達」參照。

(68) 王謝よりは格が落ちるが、有力貴族であった河東の柳氏のエピソードである。宋代、柳世隆が虎威將軍、上庸太守となった時、孝武帝は伯父の尚書令柳元景にこう語っている。
帝謂元景曰「卿昔以虎威之號爲隨郡、今復以授世隆、使卿門世不絕公也。」（『南齊書』巻二四柳世隆傳）
この發言がなされたのは、柳元景が尚書令となる前に撫軍大將軍開府儀同三司、驃騎大將軍開府儀同三司を、以後は左光祿大夫開府儀同三司、司空を辭退し續けたからである（但しここで「公」を辭退し續けたのは尚書令に固執した爲ではなかろう）。「公」となることが期待された柳世隆は左光祿大夫に終わったが、死後司空を追贈された。その彼もまた、生前從父弟の柳慶遠にこう語っている。
初、慶遠從父兄衞將軍世隆嘗謂慶遠曰「吾昔夢太尉以裨席見賜、吾遂亞台司、適又夢以吾裨席與汝、汝必光我公族。」（『梁書』巻九柳慶遠傳）
そして柳慶遠も死後、中軍將軍開府儀同三司を追贈され『梁書』は「至是、慶遠亦繼世隆焉」と記す。貴族は一門から「公」を出すこと、またそれを維持することを意識していたのである。

(69) 大庭脩「漢代の貴族」（村井康彦編『公家と武家――その比較文明史的考察――』思文閣、一九九五）

(70) 宮崎市定註(1)前掲書第二篇第三章、十二「將軍號の發達」、及び第二篇第四章、六「將軍號」參照。

(71) 皇后の兄、及び皇太后の父兄の例は非常に少ないため省いたが、それらの場合は散騎系統の官が與えられた様である。

(72) 『晉書』卷四五劉毅傳
久之、見許、以光祿大夫歸第、門施行馬、復賜錢百萬。

『晉書』卷七八丁潭傳
詔以光祿大夫還第、門施行馬、祿秩一如舊制、給傳詔二人、賜錢二十萬、牀帳褥席。

(73) 『三國志』卷四魏書三少帝紀、齊王芳裴注所引『魏書』に「是日、景王承皇太后令、詔公卿中朝大臣會議、群臣失色」とあり、この會議の結果齊王芳の廢位を請う上奏文が作成された。

(74) 魏晉南朝の公卿議については、渡邊信一郎「朝政の構造——中國古代國家の會議と朝政」(註(20)前掲『天空の玉座』第Ⅰ章)參照。

(75) 仁井田陞氏が復元された儀制令第五條(仁井田陞『唐令拾遺』東方文化學院、一九三三、のち東京大學出版會より復刊、及び、池田溫編『唐令拾遺補』東京大學出版會、一九九七、六五三～六五四頁)に
諸在京文武官職事九品以上、朔望日朝。其文官五品以上、及供奉官、員外郎、監察御史、太常博士、每日參。武官五品以上、仍每月五日、十一日、二十一日、二十五日參、三品以上、九日、十九日、二十九日又參。當上日不在此例。其長上折衝果毅、若文武散官五品以上直諸司、及長上者、各准職事參。
とあるが、「各准職事參」だけではいつ參朝するかよく分からない。具體例を『舊唐書』『新唐書』より擧げると
後以年老乞骸骨、授輔國大將軍、朝朔望、祿賜同於職事(『舊唐書』卷五八劉弘基傳(『新唐書』卷九〇))。
信宿、加昌宗銀青光祿大夫、賜防閤、同京官朔望朝參(『舊唐書』卷七八張昌宗(『新唐書』卷一〇四))。
元忠懼不自安、上表固請致仕、手制聽解左僕射、以特進、齊國公致仕于家、仍朝朔望(『舊唐書』卷九二魏元忠(『新唐書』卷一二二))。
永徽中致仕、加金紫光祿大夫、朝朔望、祿賜防閤如舊(『新唐書』卷一九八儒學上、張後胤)。
咸亨初、以特進致仕、仍朝朔望、續其俸祿(『新唐書』卷一二三上姦臣上、許敬宗)。
とあって朔望朝參を指すことが分かる。特に張後胤と許敬宗は『舊唐書』にも傳があるが、『舊唐書』では朝朔望のことが記されてはいないから、散官による朔望朝參は、ここに擧げたより遙かに多かったであろう。また、免官、免所居官、官當等の措置を受けた者は、『唐律疏議』卷三名例律、及び、律疏に
不在課役之限、雖歷任之官、不得預朝參之例。疏議曰、不在課役者、謂有叙限、故免其課役。雖歷任之官者、假有一品職事、犯當免官、仍有歷任二品以下官、未叙之間、不得預朝參之例。其免所居官、及以官當徒、限內未叙者、亦準此。

とあって、官吏待遇は失われないが朝參に加わることができない。「以理去官者（致仕か得替）」のみ可能であった。

附表1　前漢の特進

皇帝	名前	侯名	同時に保持する官	備考	出典
宣帝	許廣漢	平恩侯	—	太子外祖父	『漢書』97上
元帝	王禁	陽平侯	—	元后父	『漢書』98
成帝	王譚	平阿侯	—	成帝舅	『漢書』98
	王商	成都侯	—	成帝舅	『漢書』98
	王立	紅陽侯	—	成帝舅	『漢書』98
	許嘉	平恩侯	—	—	『漢書』97下
	張禹	安昌侯	—	—	『漢書』81
	薛宣	高陽侯	給事中	—	『漢書』83
哀帝	傅晏	孔鄉侯	—	傅后父	『漢書』19下
	傅喜	高武侯	—	—	『漢書』82
	王莽	新都侯	給事中	—	『漢書』99上
	王莽	新都侯	—	—	『漢書』99上
平帝	なし				

凡例　同時に保持する官は，特進を追贈された際に同時に送られた官を含む。「贈本官」とあるものは採らなかった。

〔附記〕　本稿校正中に、阿部幸臣「漢代の印制・綬制に關する基礎的考察」（『史料批判研究』三、一九九九）、「漢代における朝位と綬制について」（『東洋學報』八二―三、二〇〇〇）の存在を知った。本稿敍述に活かせなかったのは誠に殘念であり、また阿部氏にもお詫び申し上げる。讀者諸賢におかれては合わせて讀まれたい。

附表2　南朝の特進

王朝	皇帝	名前	爵名	同時に保持する官	備考	出典
宋	武帝	なし				
	少帝	范泰	陽遂鄉侯	金紫光祿大夫・散騎常侍	—	『宋書』60
	文帝	范泰	陽遂鄉侯	車騎將軍・侍中・江夏王師	追贈	『宋書』60
		王球	—	金紫光祿大夫・散騎常侍	追贈	『宋書』58
		王敬弘	—	左光祿大夫・侍中	—	『宋書』66
		謝瀹	—	金紫光祿大夫・侍中	—	『南史』19
		殷穆	—	右光祿大夫・始興王師	—	『宋書』59
	孝武帝	何尚之	都鄉侯(?)	左光祿大夫・侍中	—	『宋書』66
		顏延之	—	金紫光祿大夫・散騎常侍	追贈	『宋書』73
		朱脩之	南昌縣侯	金紫光祿大夫	—	『宋書』76
		朱脩之	南昌縣侯	侍中	追贈	『宋書』76
		羊玄保	—	右光祿大夫・散騎常侍	—	『宋書』6
		褚湛之	都鄉侯	驃騎將軍・尚書左僕射・侍中	追贈	『宋書』52
	前廢帝	劉休仁	建安王	左光祿大夫・護軍將軍	—	『宋書』72
		劉遵考	營浦縣侯	右光祿大夫・散騎常侍・崇憲太僕	—	『宋書』51
	明帝	劉遵考	營浦縣侯	右光祿大夫・侍中・崇憲太僕	—	『宋書』51
		王玄謨	曲江縣侯	左光祿大夫・護軍將軍	—	『宋書』8
		王僧朗	—	左光祿大夫・侍中	—	『宋書』85
		劉思考	—	金紫光祿大夫・散騎常侍	追贈	『宋書』51
	後廢帝	王琨	—	金紫光祿大夫・散騎常侍・弘訓太僕	—	『南齊書』32
	順帝	なし				
齊	高帝	なし				
	武帝	王延之	—	右光祿大夫・州大中正・竟陵王師	—	『南齊書』32
		王延之	—	右光祿大夫・散騎常侍	追贈	『南齊書』32
		王僧虔	—	左光祿大夫・侍中	—	『南齊書』33
		張緒	—	金紫光祿大夫・散騎常侍	追贈	『南齊書』33
	鬱林王	なし				
	海陵王	なし				
	明帝	なし				
	東昏侯	なし				
	和帝	なし				
梁	武帝	王份	—	左光祿大夫・侍中	—	『梁書』21
		何胤	—	右光祿大夫	不就	『梁書』51
		夏侯詳	豐城縣公	右光祿大夫	—	『梁書』10
		徐勉	—	右光祿大夫・中衞將軍・侍中	—	『梁書』25
		沈約	建昌縣侯	左光祿大夫・侍中・太子少傅	—	『梁書』13
		陸杲	—	金紫光祿大夫・州大中正	—	『梁書』26
		蕭琛	—	金紫光祿大夫	—	『梁書』26
		袁昂	—	左光祿大夫・司空・侍中・尚書令	—	『梁書』31
	簡文帝	なし				
	豫章王	なし				
	元帝	裴之高	都城縣男	金紫光祿大夫	—	『梁書』28
	貞陽侯	なし				
	敬帝	なし				
陳	武帝	章景明	廣德縣侯(*1)	金紫光祿大夫	追贈	『陳書』7
	文帝	王沖	安東亭侯(?)	左光祿大夫・侍中・中權將軍・開府儀同三司(*2)	—	『陳書』17
		徐世譜	魚復縣侯	安右將軍・侍中(?)	—	『陳書』13
	廢帝	なし				
	宣帝	杜稜	永城縣侯	侍中・鎭右將軍・護軍將軍	—	『陳書』12
		陸繕	—	金紫光祿大夫・侍中	追贈	『陳書』23
		張種	—	金紫光祿大夫(?)	追贈	『陳書』21
		沈欽	建城侯	翊左將軍・侍中	追贈	『陳書』7
		王通	平樂亭侯	左光祿大夫・安右將軍・侍中	—	『陳書』17
		王瑒	—	護軍將軍・侍中	追贈	『陳書』23
		周弘正	—	國子祭酒・州大中正	—	『陳書』24
	後主	徐陵	建昌縣侯	左光祿大夫・侍中・鎭右將軍	追贈	『陳書』26
		謝伷	不明	—	—	『陳書』6(*3)
		沈恪	東興縣侯	金紫光祿大夫・散騎常侍	—	『陳書』12
		陳伯恭	晉安王	鎭右將軍	—	『陳書』28
		陳伯仁	廬陵王	不明	—	『陳書』6(*4)
		陳伯智	永陽王	翊左將軍・侍中	—	『陳書』28
		袁敬	—	金紫光祿大夫	—	『陳書』17

體例は**附表1**に同じ。　*1　追封。　*2　この開府儀同三司は中權將軍の加官。
*3　無傳。　*4　紀傳で官歷の齟齬あり。

附表 3　南朝の后父

名前	后名	官名	爵名	出典	備考
趙脩	孝穆趙皇后	金紫光祿大夫	臨賀縣侯*1	『宋書』 41	追贈
蕭卓	孝懿蕭皇后	金紫光祿大夫	封陽縣公*1	『宋書』 41	追贈
臧儁	武敬臧皇后	金紫光祿大夫	高梁亭侯*2	『宋書』 41	追贈
袁湛	文帝袁皇后	左光祿大夫・開府儀同三司	—	『宋書』 52	追贈*3
王偃	孝武文穆王皇后	金紫光祿大夫・領義陽王師・散騎常侍	—	『宋書』 41	—
何瑀	前廢帝何皇后	金紫光祿大夫・散騎常侍	—	『宋書』 41	追贈*4
王僧朗	明恭王皇后	特進・左光祿大夫	—	『宋書』 85	もと金紫光祿大夫
江季筠	後廢帝江皇后	金紫光祿大夫	—	『宋書』 59	追贈
謝鵬	順帝謝皇后	金紫光祿大夫	—	『宋書』 85	追贈
陳肇之	宣孝陳皇后	金紫光祿大夫	—	『南齊書』 20	追贈
劉壽之	高昭劉皇后	金紫光祿大夫	—	『南齊書』 20	追贈
裴瑰之	武穆裴皇后	金紫光祿大夫	—	『南齊書』 20	追贈
王暕之	文安王皇后	金紫光祿大夫	—	『南齊書』 20	追贈
何戡	鬱林王何妃	侍中・光祿大夫	—	『南齊書』 32	追贈*5
劉景猷	明敬劉皇后	金紫光祿大夫	—	『南齊書』 20	追贈
褚澄	東昏褚皇后	—	—	『南齊書』 20	追贈*6
張穆之	太祖獻皇后張氏	金紫光祿大夫	—	『梁書』 7	追贈
郗燁	高祖德皇后郗氏	金紫光祿大夫	—	『梁書』 7	追贈
王騫	太宗簡皇后王氏	金紫光祿大夫	南昌縣公*2	『梁書』 7	追贈*4
徐緄	世祖徐妃	—	—	『梁書』 7	不明
章景明	高祖宣皇后章氏	特進・金紫光祿大夫	廣德縣侯*1	『陳書』 7	追贈
沈法深	世祖沈皇后	金紫光祿大夫	建城縣侯	『陳書』 7	追贈
王固	廢帝王皇后	侍中・金紫光祿大夫	莫口亭侯*2	『陳書』 21	廢帝即位時
柳偃	高宗柳皇后	皇后父であることによる任官無し	—	『陳書』 7	—
沈君理	後主沈皇后	皇后父であることによる任官無し	—	『陳書』 7	—

凡例　光祿大夫加金章紫綬は金紫光祿大夫に統一した。
*1　金紫光祿大夫を與えられた後に封ぜられた。
*2　外戚であることとの因果關係なし。
*3　皇后父としての追贈前に左光祿大夫を追贈。
*4　皇后父としての追贈か不明。
*5　『南史』30は右光祿大夫につくる。
*6　『南史』28では金紫光祿大夫を追贈。

THE ORIGIN AND TRANSFORMATION OF THE TITLE TE JIN 特進, LORDS SPECIALLY ADVANCED, FROM LIE HOU 列侯, ADJUNCT MARQUIS, TO GUANG LU DA FU 光祿大夫, GRAND MASTER FOR SPLENDID HAPPINESS

FUJII Noriyuki

The origins of the title Te jin, Lords Specially Advanced, a Tang-era civil service prestige title 文散官 are found in the Han. During the Han, Adjunct Marquises 列侯 resident in the capital were permitted to attend court twice a month (on the first and fifteenth day), and they were awarded the Te jin title, which was the equivalent of that of Counselor-in-chief 丞相, a court rank which was later of the same status to the Three Dukes 三公 in the military hierarchy.

The criteria for this court rank were distinguished on the basis of official compensation, from duke 公, minister 卿, grand master 大夫, and serviceman 士 status, and this was at the same time the ritual order. However, with the addition of generals 將軍 to the hierarchy during the turmoil of the Late Han, this ritual order was disturbed.

During the Wei, there was a pressing need to reorganize the ritual order and regulate the title of general. Although the earlier status hierarchy was revised to duke, solitaire 孤, minister, grand master, and servicemen, there was no fundamental reform of the system. The succeeding Jin inherited the status hierarchy of the Wei, but by shifting the criteria of status distinction from compensation accorded each office to the rank associated with each office, it was successful in reforming the ritual order. In addition, by establishing a fifth-rank within the nobility that was superior to that of Adjunct Marquis, the Te jin title lost its original function in relation to the Adjunct Marquises and instead became associated with civil officials 文官. Moreover, because the hierarchical order of the Guang lu da fu, Grand Master for Splendid Happiness, whom were paired with the generals became rigidly formalized, the role of the Te jin title grew increasingly diluted.

However, during the Southern Dynasties, the Te jin title played a new role. As can be understood from the fact that one individual who had refused the post of Commander Unequaled in Honor 開府儀同三司, the pinnacle of the hierarchy of the Guang lu da fu, was given the title Te jin. The Te jin title was inserted within the hierarchy of the Guang lu da fu. This also marks the beginning of its being the highest rank of the Tang civil service prestige titles.

The shift of association of the Te jin title from Adjunct Marquises to the Guang lu da fu, and its ultimate retention among the civil service prestige titles was due to the fact the functions fulfilled by the Adjunct Marquises in the Han were split between the Generals and the Guang lu da fu during the Wei, Jin, and the period of the Northern and Southern Dynasties and that it conformed to the trends toward the adoption of Tang prestige titles.

THE SYSTEM AND STRUCTURE OF THE BU-SHI JI-DAO JIAN 卜筮祭禱簡 AS SEEN IN THE BAO-SHAN CHU JIAN 包山楚簡

KUDO Motoo

In Chu 楚 during the Warring States period, influential leaders would summon men known as zhen-ren 貞人, each year, and have them conduct rites, called sui-zhen 歲貞, to divine their fortune in the coming year. Furthermore, if there were an outbreak of disease, prayers for a recovery would also have been conducted in a rite known as a ji-bing zhen 疾病貞. A Bu-shi ji-dao jian, a record of those sorts of rituals conducted by the zhen-ren, was copied by a scribe, someone other than the zhen-ren himself, as a funerary item following the death of a grave owner. This article is an attempt to clarify the system and structure of the Bu-shi ji-dao jian by analyzing concrete examples of the form.

When one tries to consider the custom of using this sort of Bu-shi ji-dao jian as a funerary object in terms of the traditions of Chu culture, the time